

令和 4 年 7 月 会 議  
第 25 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

( 閱 覧 用 )

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和4年7月25日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号3番	笠間保一	議席番号10番	栗原良晴
議席番号4番	細谷則子	議席番号11番	橘川利一
議席番号6番	多田平雄	議席番号12番	加藤栄三
議席番号7番	山崎弘子	議席番号13番	新倉賢一
議席番号8番	比留川晴雄	議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

議席番号2番 比留川 スミ江  
議席番号5番 見上 智

出席推進委員

第1地区担当 高橋重雄 第3地区担当 志澤輝彦  
第2地区担当 内藤昭宏

傍聴人 0名

提出した議案

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請事案  
議案第20号 農用地利用集積計画決定事案  
報告第7号 専決処分について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山	豊
次 長	青 山	清
総 括 副 主 幹	田 中	誠
主 査	椎 野	祐一郎
主 事 補	小 林	優

9時30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）（会長挨拶）

ただ今より第25回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、2番 比留川スミ江委員、5番 見上委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。

したがって、現在の委員数は12名、推進委員は3名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達してしておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、3番 笠間委員、4番 細谷委員のご両名にお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（椎野主査） それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております6月25日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。8月18日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第1班の委員が出席される予定でございます。同日 第26回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。25日 第26回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第5条許可申請1件 1,182平方メートル、農用地利用集積計画決定2件 1,978平方メートル、法第5条届出1件 239平方メートル、合計4件 3,399平方メートルでございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第5条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号6番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第19号、農地

法第5条の規定による許可申請事案、整理番号6番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は[REDACTED]他4筆、地目 畑、地積合計1,182平方メートルでございます。転用目的は作業場、転用理由は借地返却に伴う新規事業用地確保のためでございます。現在借地で営業している作業場が、今回早川中央区画整理事業地内であるため移転が必要となったことで代替え地として今回の申請地を転用したいとのことでございます。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。内容といたしまして、土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び砂利敷き施工で、工期につきましては許可日から90日間でございます。周辺への防除対策としましては、雨水は場内浸透処理とし、東側から西側へなだらかな傾斜がありますが、農地に隣接している東側にコンクリートブロックを2段設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。また、東側奥に門型クレーン及びレールの敷設に伴いまして地盤改良工事としてコンクリートで固め地盤を補強します。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号6番の現地調査を報告させていただきます。本件について、7月19日午前9時より第4班の加藤委員、新倉委員、私の他、志澤推進委員、次長以下3名の事務局、合わせて7名で現地調査を実施いたしました。なお、本件の案件の調査は全てこのメンバーで実施しましたので報告します。現地は作付け形跡は見られず、ひざ上まで雑草が伸びている状況であり、奥には栗の木が数本植えられておりました。荒廃が進みつつあるものの、違法性はないものとみられますので、第4班といたしましては、転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、[REDACTED]

他4筆、地積合計1,182平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人 ( ) の と申します。今回農地転用をする土地の売買の仲介をさせて頂いています。

1 転用を行う理由は、現在申請者は早川で鉄筋の加工所を経営されております。この度区画整理において立ち退きとなるため、移転先を1年以上探していたんですが、なかなか条件に合う土地がなく話が進まなかったのですが、ここの物件を紹介いただき、何とかここで申請をさせていただきました。

2 土地利用計画及び施設概要については、資料の利用計画図にある門型クレーンを設置します。なかなか馴染みのないものですが、レールの上をクレーンが移動して、重いものを運ぶものですが、こちらを2機設置して鉄筋を移動します。併せて大型トレーラーが進入しますので、進入に経路に関しては地盤改良及び土地の転圧を行いまして、沈み込まないような対策を行います。実際の面積については、現在経営されている加工所が約1,090平方メートルあります。今後の事業拡大と同規模の資材が置けるといふ事、1,090平方メートル以上という事で探しておりました。

3 転用計画と周辺への防除対策等については、先ほど申し上げました門型クレーンの設置及び資材置場、作業台の設置、従業員の車両の駐車場になっています。防除対策等については周辺の農地が北側の1区画のみでして、こちらにブロック2段積みまして隣地の農地からの土の流入、あるいはこちらからの土の流失を防ぐような形にいたします。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策については、許可後10月の月上旬から工事を初めまして、工程表にありますように年内中に工事は全て完了させる予定です。安全対策については、必要に応じてガードマン等置きまして、車両の進入の際危険がないような

方策を講じる事になります。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、隣接耕作者からご本人さんは施設に入っているの、息子さんから一応許可を頂いております。隣接地に関しては全て計画を説明してご了解を頂いております。

6 施設の管理計画については、現在の作業場に関しては扉を入りに付けて、完全に人が入れないようにしているんですが、ここは周り全部囲うのは難しいので、塀を一部付けてあとは蛇腹の門扉で施錠して夜間は人が入れないようにし、クレーン等電動で動くものがありますが、分電盤に鍵をかけて施錠する対策を行います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）大型トレーラーの出入りがあるという話ですが、現地見ましたが大型トレーラーの入る幅員はないんじゃないですか。

○参考人（XXXXXXXXXX）一番幅員が狭いところ、今回土地の入り口に東電の鉄塔が建っておりましてそこにフェンスがございます。フェンスから道路の端まで一番狭いところの幅員が3.64m、トレーラーの幅員が2.5mですので進入自体は問題なくできるという事です。

○13番（新倉 賢一君）出入りはそこから専用でするんですか。

○参考人（XXXXXXXXXX）はい。バックで進入する形です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたら、ご発言願います。8番 比留川晴雄委員

○8番（比留川 晴雄君）本件につきまして、地元委員として発言します。7月20日現地確

認を行い、申請人の家族と話をしてみました。現地は先ほど第4班の代表の方が報告された通りであります。一部草が刈り取られている状態でした。申請人も高齢であり、後継者も農業をしないという事で農業経営が難しくなったため、転用して土地活用を図りたいということでした。地元委員としては、農地が減少することは残念な思いがしますが第2種農地に該当し、転用可能な土地であることから転用はやむを得ないと思います。以上です。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第20号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号45番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第20号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号45番でございます。申請人である使用貸人、使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積は14,224.82平方メートル、申請地は■■■■外1筆、地目畑、地積合計1,288平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和元年で、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の14,224.82平方メートルは自作の畑3,830.82平方メートル、利用集積による畑10,394平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。当該申請地の西側隣接地2,477平方メートルを始め、近隣に農地を集約しており、一帯で耕作をされるとのことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機2台、トラクター2台、防除機4台等を保有しております。農業従事者は本人1名、従事日数は320日です。



以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）議案第20号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号45番の調査結果報告いたします。申請地■■■■■■■■■■外1筆は農地として活用され耕運状態であり、一部にトウモロコシの収穫後が見受けられました。農地として適正に管理されており、第4班といたしましては、定時設定の更新には何ら問題ないと判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤 推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）本件について、7月19日第4班の橘川委員、加藤委員、新倉委員、事務局3名に同行させていただきました。なお、次の案件も同様ですので割愛させていただきます。整理番号45番について、■■■■■■■■■■は橘川委員の報告の通り、トウモロコシの収穫の後で、■■■■■■■■■■は耕運状態で農地として適正に管理されていました。推進委員といたしましては、農用地利用集積計画決定について問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号45番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号46番についてを議題といたしますが、本件については、10番 栗原委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に当たるため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

（10番 栗原委員 退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただいま、10番 栗原委員が退席いたしましたので、現在の委員数は委員11名、推進委員3名です。それでは、事務局より説明を願います。

○事務局（椎野主査）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号46番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は14,224.82平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積合計690平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和元年で、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。貸貸人は世帯員が年間180日農業従事しておりますが、貸し付け農地は一団の農地から離れており管理が困難なため、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の14,224.82平方メートルは自作の畑3,830.82平方メートル、利用集積による畑10,394平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。当該申請地の西側隣接地2,477平方メートルを始め、近隣に農地を集約しており、一帯で耕作をされるとのことでございます。農業従事状況につきましては、耕運機2台、トラクター2台、防除機4台等を保有しております。農業従事者は本人1名、従事日数は320日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）農用地利用集積計画決定事案、整理番号46番、の調査結果を報告いたします。申請地■■■■■■■■■■は一団の農地として活用され、トウモロコシ、ナスが作付けされておりました。農地として適正に管理されている状況でございます。第4班といたしましては、権利設定の更新に何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤 推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号46番、申請地■■■■■■■■■■におきましては、今橘川委員から報告のありました通りトウモロコシとナス、白ナスも作付けされていまして、

農地として適正に管理されていると思われました。農用地利用集積計画決定につきましては、問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 46 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

（10 番 栗原委員 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、10 番 栗原委員が着席されました。現在の委員数は、委員 12 名、推進委員 3 名です。

次に、報告第 7 号、専決処分についてを、議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）それでは、議案書の 10 ページをご覧ください。専決処分について、1 の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりましてご報告いたします。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出、整理番号 13 番の 1 件でございます。転用の内容は、住宅敷地、地積 239 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、7 月 11 日に届出があり、7 月 13 日に交付してございます。以上、専決処分の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

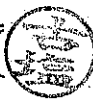
○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 7 号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第 25 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第7号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第25回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

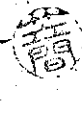
11時03分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

笠間 保一 

綾瀬市農業委員会委員

細谷 則子 